

事務連絡  
令和7年1月15日

各私立学校設置法人 御担当者 様  
(幼(新制度移行園を除く)・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課私学振興担当課長

私立学校振興費(運営費)補助金に係る「収入・支出見込額調べ」について

このことについては、令和6年4月26日付け学第90号により通知しているところですが、提出期限及び留意事項について、再度周知します。

記

1 提出期限

令和7年2月3日(月)【必着】

2 提出書類(追加書類あり)

- (1) 私立学校振興費支出済額調書(運営費の場合)(様式第2号ア)
- (2) 補助対象経費の内訳(別紙3)
- (3) 納付金収入状況(別紙4)

3 留意事項

- (1) 様式第2号アの記入箇所は、「4 支出」及び「5 納付金収入」欄のみで差し支えないこと。  
ただし、「4 支出」は別紙3の金額と、「5 納付金収入」は別紙4の金額と一致すること。
- (2) 「支出額」は、年度内に事業を実施し、「3月31日までに支出済となる金額(※補助対象経費に限る。)」であること。
- (3) 「納付金収入額」は、令和6年度の納入金であり、「3月31日までに納入済となる金額(※前年度に納入された前受金を含む。)」であること。
- (4) 従前からお知らせしているとおり、今回提出する「収入・支出見込額調べ」と、年度末に提出する「実績報告書」の金額が乖離すると、補助金の過大交付により、交付した補助金の返還を求め  
る場合があるため、調書の作成に当たっては十分に留意願います。
- (5) 過去において、補助対象経費以外の金額を補助対象経費として計上したことに伴い、補助金返還を行うこととなった事例が複数あったため、調書の作成に当たっては十分に精査願います。

(注)「私立学校振興費(運営費)補助金事務取扱要領」の「6 補助金の交付限度額」にあるとおり、各学校に対する交付額は、原則として各学校の当該年度経常経費(支出済額)の1/2を限度としていること。

なお、支出額等については、実績報告書のほか、最終的には学校法人等の決算後に提出される計算書類等により金額を確認するものであること。

担当：私学振興担当 向井  
TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049  
Mail：AH0007@pref.iwate.jp